

出張所

マークのあるものは、
出張所でも受付しています。

転居

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課 西館 1 階 緑の1番窓口 TEL:37-6100 出張所	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります				
※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	国民健康保険証の交付（後日郵送）	旧住所の国民健康保険証		国保年金課 西館 1 階 緑の2番窓口 TEL:37-6101	
	→70 歳から 74 歳までの方	高齢受給者証の交付（後日郵送）	旧住所の高齢受給者証			
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など			
	年金を受給中の方	国民年金の住所変更				
高 齢 障がい	介護保険証をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	手続不要 （保険証は佐賀中部広域連合から後日郵送）			高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの4番窓口 TEL:37-6108	
	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など			
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を学校へ 提出		教育総務課 東館 2 階 オレンジの9番窓口 TEL:37-6130	
	児童手当を受給している方 （0 歳～高校生年代）	児童手当の住所変更	特になし ※公務員世帯の方は、勤務先へ申請 してください		社会福祉課 西館 1 階 オレンジの5番窓口 TEL:37-6107	
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	子のマイナンバーの確認できる書類 ※公務員世帯の方は、勤務先へ申請 してください			
	子どもの医療費受給者証をお持ちの方 （0 歳～中学生）		子どもの医療費受給者証			
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成 ※世帯構成、住所要件等に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	ひとり親家庭等医療費受給者証 ※申立書や認印が必要な場合が あります			
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	住所変更			保育幼稚園課 西館 1 階 オレンジの6番窓口 TEL:37-6109	
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの4番窓口 TEL:37-6108		
税・料金	上水道を使用する方、または使用をやめる方 小城町・三日月町久米の一部（甘木、本告、久米）	水道異動届（開栓）	本人確認書類又は賃貸契約書		小城市水道課 (ゆめぶらっと小城 1 階) TEL:73-8804	
	上水道を使用する方、または使用をやめる方 三日月町（甘木、本告、久米以外）、牛津町、芦刈町	※佐賀西部広域水道企業団にお問い合わせ わせください。(WEB 申請有)	ホームページ 2 次元コード 		佐賀西部広域水道企業団（料金課） TEL：68-2225	
	下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び廃止届	「下水道使用開始（廃止）届書」を 郵送・メール・FAX・下水道課窓口 にてご提出ください。 FAX：37-6174 Mail：gesuidou@city.ogi.lg.jp		下水道課 東館 2 階 青の7番窓口 TEL：37-6122	
	納税について相談される方	納税相談			税務課 西館 1 階 青の8番窓口 TEL:37-6103	
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください		定住推進課 東館 1 階 青の4番窓口 TEL:37-6150	
		市営住宅の同居手続き				

その他	ごみの出し方のご案内	(ごみの出し方パンフレット)	※お住まいの自治区により ごみの出し方が異なります	環境課 西館 1 階 緑の[3]番窓口 TEL:37-6102 廃棄物中継センター TEL : 37-6145 出張所
	粗大ごみの処分が必要な方		※受付窓口でご相談ください	環境課 西館 1 階 緑の[3]番窓口 TEL:37-6102 廃棄物中継センター TEL : 37-6145 出張所
	犬を飼っている方	・犬も転居する場合：犬の住所の変更 ・犬は転居しない場合：所有者の変更手続き等	※受付窓口でご相談ください	環境課 西館 1 階 緑の[3]番窓口 TEL:37-6102 出張所



〒845-851 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号：0952-37-6111（代表）
開庁時間（月曜日～金曜日） 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
※土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く

手続きチェックシート 転居

小城市内から引越しされた方へ 忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から **14 日以内** に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞

1 点で
本人確認
できるもの


運転免許証


マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

- ・年金手帳※

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

- 代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
 3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。